

一般社団法人日本膜構造協会技術審査業務約款第 14 条に基づく別途協議事項

(段階別審査)

- 第一 甲は、必要があると認めるときは、乙の求めに応じて技術審査を段階別に行うことができる。
- 2 段階別審査は、全体計画を参照しつつ当面必要となる項目について審査を行う。
 - 3 段階別審査を行った結果は、技術審査書に記載し、内容に応じて（非公式）、（基本計画部分）等と付記する。

(段階別審査の手数料)

- 第二 段階別審査の手数料は、当該審査に要する実費に事務局経費を加算して定めるものとする。
- 2 前項の手数料は、全体計画にかかる審査を行った時点で、当該計画に掛かる所定の手数料の一部とみなす。